

横浜市 P F I ガイドラインの一部改正について

1 現行 P F I ※ガイドライン

※ P F I (プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) …民間資金等の活用による公共施設等の整備等

(1) P F I ガイドラインの現在までの経緯

- ・平成 11 年 7 月 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (P F I 法) 制定
- ・平成 15 年 3 月 「横浜市 P F I 等基本方針・ガイドライン」策定
- ・平成 18 年 3 月 「ガイドライン」改正…地方自治法一部改正 (指定管理者制度) 等へ対応
- ・平成 20 年 4 月 「ガイドライン」改正…組織機構改革に伴う P F I 担当課の変更等へ対応

(2) P F I ガイドラインの内容

P F I 事業を進めていく際の基本的な手順、各段階での手続き内容の詳細など、P F I 法に基づく制度運用面での基本的な原則を定めたもの

(3) P F I の適用要件

- ア 適当な事業規模があり、民間の創意工夫の活用余地が大きいもの
- イ 施設の整備から運営まで一括して取り扱うことなどによるコスト縮減効果の高いもの

2 P F I ガイドラインの一部改正の考え方

これまでご指摘をいただいた運用面での課題等へ迅速に対応するため、既に実施済みの内容の反映も含め、P F I ガイドラインの一部改正を行うものです。

一部改正にあたりましては、本市 P F I 事業の関係者や P F I 事業審査委員会委員への意見聴取を行ってまいりました。

主な運用面での課題

- | | |
|-----------------------------|-----------------------------|
| (1) P F I 導入を進める上での各種情報の透明化 | (3) 民間事業者に対する手続き負担の軽減 |
| (2) より一層の地域活性化への寄与 | (4) 市の民間事業者へのモニタリング (監視) 方策 |

3 主な改正内容 (●…新たな取組、○…既に実施済みの取組)

(1) - 1 P F I 導入の客観的評価 (特定事業選定) となる V F M (バリュー・フォー・マネー) ※の一層の透明化

※ V F M (バリュー・フォー・マネー) …… 「従来方式による財政負担額」と
「P F I 方式による財政負担額」のコスト差

- 評価過程や評価方法に関して、その後の入札等において正当な競争が阻害されることが想定されるものを除き、原則公表します。

[主な具体的な公表項目]

- ・ V F M 評価の前提条件 (割引率の値、物価上昇率の値等)
- ・ 事業費の算出方法 (施設整備費、維持管理費、運営費等の算出根拠)

(1) - 2 後年度財政負担の透明化

- 「横浜市の財政状況」の中で公表している普通会計貸借対照表 (バランスシート) へ、P F I 事業の資産・負債等を適切に反映するとともに、その内訳を併せて公表します (本市ホームページで公表済み)。

(2) より一層のPFI事業を通じた地域活性化への寄与

- 民間事業者から「地域活性化」の提案を求め、それを事業者選定審査での評価項目※の1つに設定します。

※「地域活性化」の提案を事業者選定審査（落札者決定基準）の評価項目にするイメージ

| 審査項目 | 配点 |
|---------------------|------|
| I 性能点 | 100点 |
| 1 事業計画に関する事項 | ○点 |
| (1)・・・ | ○点 |
| 2 施設整備に関する事項 | ○点 |
| (1)施設全体の機能性・利便性・快適性 | ○点 |
| ・・・ | ○点 |
| 5 全体に関する事項 | ○点 |
| (1)提案のバランス・先進性・独自性 | ○点 |
| (2)地域活性化への貢献 | ●点 |

提案評価項目として設定

- 落札者が、建設、運営等の各段階で業務を発注する場合、市内企業が最優先に活用されるよう働きかけを行うなど、引き続き市内企業参画促進の取組も実施します。

(3) 民間事業者に対する手続き負担の軽減

- 本市が定める要求水準書及びモニタリング基本計画をより早期に公表することにより、民間事業者の十分な提案書作成準備期間を確保します。
- 公民協働事業応募促進報奨金制度※を適用します。
※応募の際の努力に報いるため、事業者選定審査において、次点者及び次々点者へ報奨金を交付する制度（18年度創設）。
- 提案書類の簡素化（提出部数の最小化、データ受領等）を図ります。

(4) 市の事業者へのモニタリング（監視）方策

- 建設、運営等の各段階における具体的なモニタリング方策を規定します。

| 主な項目 | 主な内容 |
|----------|--|
| 定期モニタリング | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者が業務報告書を作成し、市へ提出する。 ・市が業務実施状況の評価を行い、事業者へ通知する。 ・市はモニタリング結果に基づき、サービス対価を支払う。 ・市はモニタリング結果について公表する。 |
| 財務モニタリング | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者から提出される監査済みの財務諸表等に基づき、事業者の経営状況、財務状況等のモニタリングを実施する。 ・事業者へ融資等を行っている金融機関と連携しながらモニタリングを行う。 |

- モニタリング結果を、学識経験者等で構成するPFI事業審査委員会へ定期的に報告し、客観的な意見等を聴取します。

4 今後の予定

平成22年4月～ 改正後「横浜市PFIガイドライン」の運用開始

横浜市PFIガイドライン一部改正後 目次

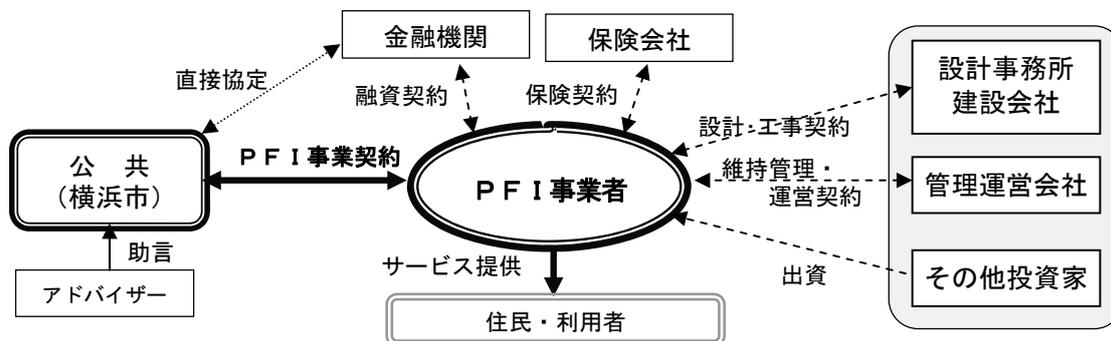
| | |
|--|---|
| | ⇒「・・・」 主な改正内容が記載されている部分 |
| 第1章 PFIの概要 | 第6章 特定事業の選定 |
| 1 PFIの基礎 | 1 特定事業選定におけるVFM評価 |
| 2 横浜市における これまでのPFI導入の取組 | 2 特定事業の選定・公表 ⇒「PFI導入の客観的評価(特定事業選定)と なるVFM(バリュー・フォー・マネー)の一 層の透明化」 |
| 3 <u>PFI推進にあたっての配慮事項</u> ⇒「より一層のPFI事業を通じた 地域活性化への寄与」 | 3 債務負担行為の設定 |
| 第2章 PFI事業に関する推進体制 | 第7章 民間事業者の募集および選定 |
| 1 PFI担当課の設置 | 1 事業者選定の手続き |
| 2 庁内連携体制の構築と PFI調整会議の設置(庁内組織) | 2 入札説明書(公募要項)の作成 |
| 3 PFI事業審査委員会の設置(外部組織) | 3 入札公告、入札説明書の公表 |
| | 4 資格審査 |
| | 5 応募者との対話 |
| | 6 <u>提案の審査</u> ⇒「民間事業者に対する手続き負担の軽減」 |
| | 7 最優秀提案者の選定 |
| | 6 落札者(優秀交渉権者)の決定 |
| 第3章 PFI事業実施のプロセス | 第8章 契約締結 |
| 1 PFI導入決定までのプロセス | 1 <u>落札者(優先交渉権者)へ 市内企業活用の働きかけ</u> ⇒「より一層のPFI事業を通じた 地域活性化への寄与」 |
| 2 PFIの導入から 事業終了までのプロセス | 2 基本協定の締結 |
| | 3 仮契約の締結 |
| | 4 契約締結の議決(本契約の締結) |
| 第4章 PFI導入決定までの手続き | 第9章 事業実施 |
| 1 事業の発案 | 1 モニタリング実施計画の策定 |
| 2 PFIの導入評価 | 2 直接協定の締結 |
| 3 簡易VFM検討後の進め方 | 3 <u>事業実施に関するモニタリング</u> |
| 4 PFI導入可能性調査 | 4 <u>SPCの財務状況に関するモニタリング</u> ⇒「市の事業者へのモニタリング(監視)方策」 |
| 5 PFI導入可能性調査後の対応 | 5 <u>事業開始後の財務情報の適切な提供</u> ⇒「後年度財政負担の透明化」 |
| | 6 事業終了 |
| 第5章 実施方針の策定 | 第10章 PFI推進におけるその他の留意事項 |
| 1 アドバイザー選定 | 1 WTO政府調達協定 |
| 2 <u>実施方針の策定、要求水準書(案) ・モニタリング基本計画書(案)の作成</u> ⇒「民間事業者に対する手続き負担の軽減」 | 2 指定管理者制度とPFI |
| 3 実施方針等の公表、質問回答 および意見招請 | 3 行政財産の取り扱い |
| | 4 補助金による支援 |
| | 5 税制上の支援 |

○現行のガイドラインは横浜市ホームページを御参照ください。

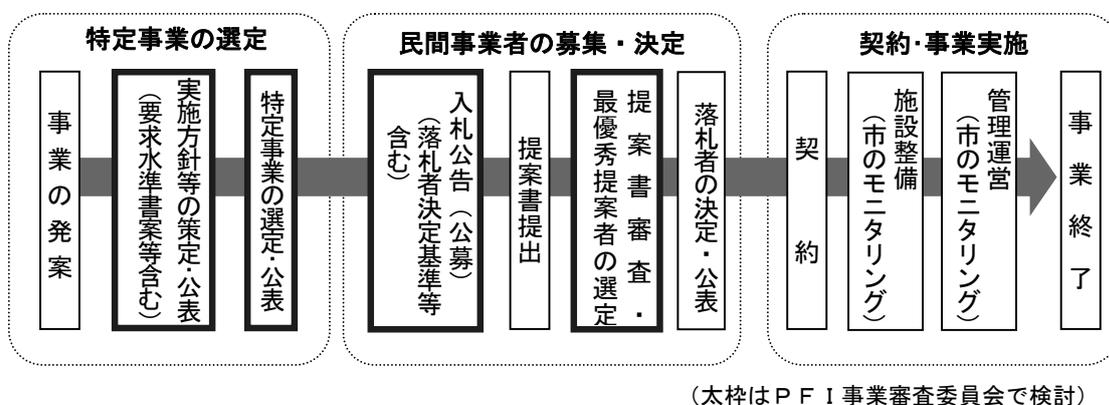
掲載アドレス <http://www.city.yokohama.jp/me/keiei/kyoso/pfi/>

○ガイドライン全体の簡素化を図っています。

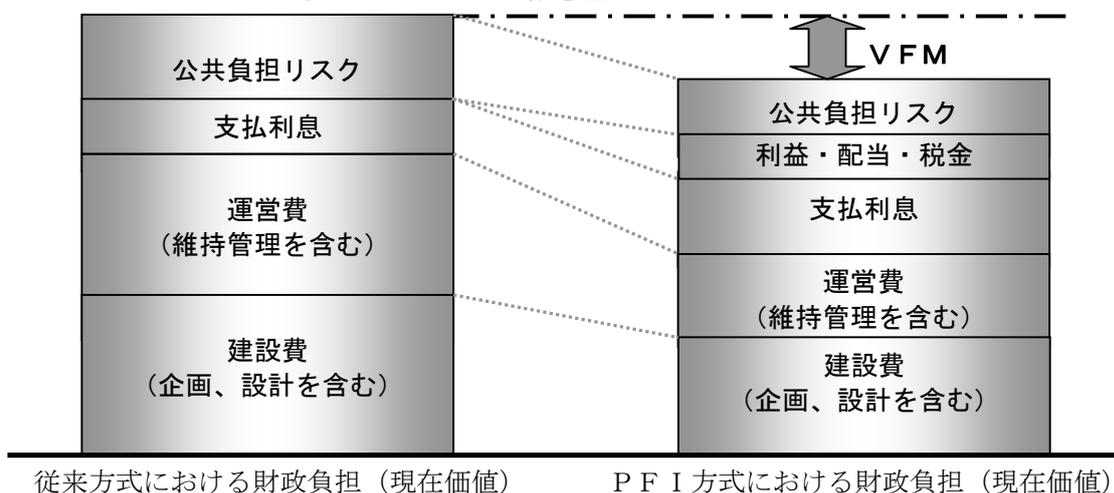
1 PFIの仕組み



2 PFIのプロセス



3 VFM (バリュー・フォー・マネー) の概念図



4 PFI事業審査委員会

(1) 設置趣旨

PFI事業の専門性及び客観性を確保することを目的に、事業者の選定並びに事業推進に関する意見を聴取するために設置

(2) 委員構成

ア 常任委員3名 (PFI、金融、行財政一般等の有識者)

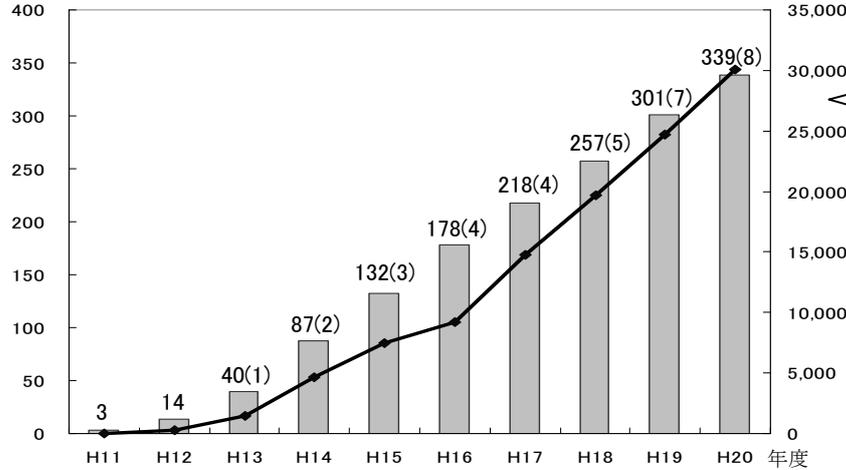
イ 専門委員2名 (事業ごとの専門分野の有識者)

※委員長が必要と認める場合は、専門委員の人数を変更することができる。

5 全国のPFI事業数累計

参考資料

実施方針公表数



平成 20 年度末時点で 339 事業の実施方針が公表され、事業費累計 3 兆 100 億円となっています。

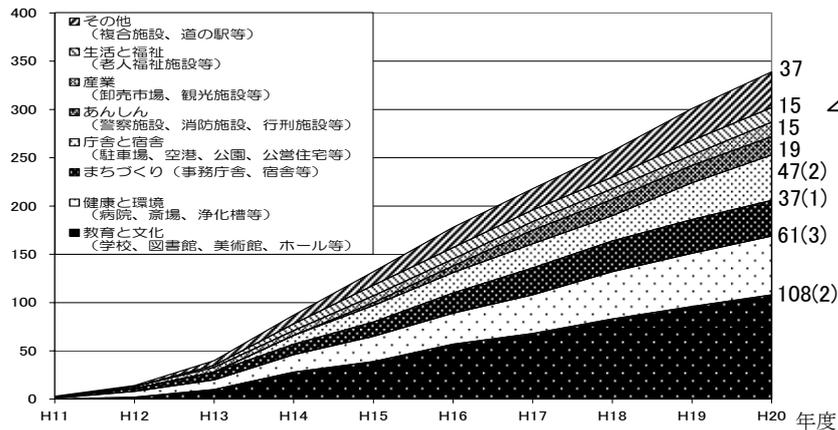
■ 全国の実施方針公表件数
● 事業費(億円)

() 内は横浜市の実施方針公表数

PFI アニュアルレポート(平成 20 年度版、内閣府)より抜粋

6 全国の事業分野別の事業数

実施方針公表数



内閣府が公表している8 分類では、「教育と文化(学校、図書館、美術館、ホール等)」が108 事業(32%)と最も多く、次いで「健康と環境(病院、斎場、浄化槽等)」が61 事業(18%)となっています。

() 内は横浜市の実施方針公表数

PFI アニュアルレポート(平成 20 年度版、内閣府)より抜粋

7 横浜市のPFI事業の内訳

(平成 22 年 2 月現在)

| 事業名 《事業期間》 | 所管局 | 期間 | 現段階 | 契約後 VFM | 契約金額 |
|--|--------------|--------|----------|-------------|---------------------------|
| ①戸塚駅西口市街地再開発事業・仮設店舗整備等事業 《H14.9~22.3》 | 都市整備 | 約 8 年 | 管理 運営 | 14.0% | 2,320 百万円 |
| ②下水道局改良土プラント増設・運営事業 《H15.6~26.3》 | 環境創造 | 約 11 年 | 管理 運営 | 240 百万円 | 414 百万円 |
| ③十日市場小学校整備事業 《H17.9~32.3》 | 教育 | 約 15 年 | 施設 管理 | 29.6% | 2,872 百万円 |
| ④サイエンスロンティア高等学校整備事業 《H18.2~33.3》 | 教育 | 約 15 年 | 管理 運営 | 40.1% | 9,396 百万円 |
| ⑤北部汚泥資源化センター消化ガス発電設備整備事業 《H20.8~42.3》 | 環境創造 | 約 22 年 | 管理 運営 | 8.4% | 8,254 百万円 |
| ⑥瀬谷区総合庁舎及び二ツ橋公園整備事業 《H20.12~38.3》 | 市民活力 | 約 17 年 | 建設 | 9.1% | 10,898 百万円 |
| ⑦水道局川井浄水場再整備事業 《H21.3~46.3》 | 水道 | 約 25 年 | 設計 | 約 6% | 27,679 百万円 |
| ⑧戸塚駅西口市街地再開発事業に伴う公益施設整備事業 《H22.6~39.3、予定》 | 都市整備 市民活力 | 約 17 年 | 入札 公告 | 7.6% を想定 | 19,000 百万円 (債務負担行為設定額) |